

# CORNING グローバルデータプライバシーに関する方針

年 12 月 18 日 2015 年発効バージョン

**序文** CORNING<sup>1</sup> は、特殊ガラスとセラミックの分野で世界トップクラスの企業です。当社は、家電、自動車排ガス制御、テレコミュニケーション、ライフサイエンスの分野で先端技術システムを可能にする重要なコンポーネントを開発・製造しています。私たちは業務を遂行するとき、社員、求職者、臨時社員、顧客、サプライヤ、その他のビジネスパートナーに関連する個人データを収集して処理します。<sup>2</sup>

**目的** 本方針の目的は、個人データの処理時 CORNING が適用する基準について説明することです。特に、個人データが処理されるデータ主体の権利と、それらの権利を行使する方法について説明します。

**範囲** 本方針は、個人データの形式（例：電子記録、紙の書類、ビデオ収録など）に関わらず、CORNING 社が（または CORNING の代理人が）処理するすべての個人データを対象としています。

**対象読者** CORNING の全事業体および CORNING のすべての正社員と臨時社員が本方針に従う必要があります。すべてのサプライヤ<sup>3</sup>、および適用される範囲で CORNING から（または CORNING の代理人から）個人データを委託された第三者<sup>4</sup>は、本方針に含まれる基準と同等以上の個人データ保護基準を満たしていることを確約する必要があります。

**拘束的企業準則（BCR）** CORNING は、個人データが CORNING Group 内での転送中に保護されるように一連の BCR を導入しました。BCR の導入によって、CORNING EU の事業体から世界各地にある CORNING の他の事業体へと転送される<sup>5</sup>個人データに十分なレベルの保護が提供されます。BCR の原則は、個人データの処理に関連する個人の保護と個人データの自由な移動について 1995 年 10 月 24 日に採択された EU Directive 95/46/EC（以下「EU データ保護指令」）に基づきます。BCR は企業グループ内での個人データの国際転送を合法化する手段となるほか、CORNING は世界中でデータプライバシーコンプライアンスに対する効果的なアプローチを一貫して適用できます。EU の法律は EU 内で使用・収集される個人デー

<sup>1</sup> 「CORNING」（または「当社」）とは、アメリカ合衆国のニューヨーク州コーニングに本社を置くニューヨークの法人、Corning Incorporated と、Corning Incorporated が直接または間接的に所有または管理している世界各地の子会社すべてを指します。この文書で言う事業体の所有権または支配権は、その事業体の取締役、支配人、ゼネラルパートナー、同様の役員の選出や任命に際し、直接または間接的な株式の所有もしくは同様の権利、すなわち議決権（またはその他類似の権利）の 50% 超を必要としています。ここでは、このグループ企業を総称して「CORNING Group」と呼ぶこともあります。

<sup>2</sup> 「個人データ」とは、特定された（または特定可能な）自然人（データ主体）に関連するあらゆる情報を指します。特定可能な人とは、身分証明書番号や、その人に固有の身体的、生理的、精神的、経済的、文化的、社会的な特徴を 1 つ以上参照することにより、直接または間接的に見分けることができる人です。国内のデータ保護法の範囲で、特定された（または特定可能な）法人に関連する情報の保護にも適用される場合は、そのような情報も「個人データ」に含めるものとします。

<sup>3</sup> サプライヤとは、Corning がその処理担当者の大半を指して使用する言葉です。サプライヤは契約上は法人で、給与計算サービスなど、Corning の指示に従って個人データを処理する場合があります。

<sup>4</sup> 「第三者」とは、データ主体以外の自然人、法人、国家機関、公的機関、団体、管理者、処理担当者、および管理者または処理担当者の支配下でデータを処理する権限を与えられている人々を指します。

<sup>5</sup> 「データ転送」とは、事業体間の個人データの転送を指します。転送は、データベースへのリモートアクセスや、様々なタイプのメディア間の転送（例えば、コンピュータのハードディスクからサーバーへ）など、あらゆる通信、コピー、転送、またはネットワークを介した個人データの公開によって実行できます。

々にしか適用されませんが、CORNING は個人データを処理するあらゆる状況でグローバルに BCR を適用しています。

BCR の詳細については、こちら [[privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com)] にアクセスしてください。

**出版物** CORNING はデータ主体が現行の方針を入手できるように努めています。そのため、本方針の最新バージョンを CORNING のイントラネットと外部向け Web サイトに掲載しています。

## 一般的な規則

CORNING は社員、求職者、臨時社員、顧客、サプライヤ、ビジネスパートナー、その他当社が関わる人々から預かった個人データを、BCR で規定された原則に従って安全に保護することを公約しています。

CORNING のデータ保護対策やプログラムは、当社の価値観と適用法令に従っています。CORNING は、サプライヤやビジネスパートナーに対して、委託された個人データに対し CORNING の BCR と同等以上の厳しい基準のデータ保護対策を維持することを義務づけています。

## データ保護の基礎

CORNING の<sup>6</sup>個人データの処理は、以下のようなデータ保護の基本原則に基づいています。

- **個人データと極秘個人データを処理する法的基盤<sup>7</sup>**：EU データ保護指令と CORNING の BCR
- **目的の制限**：個人データは、特定の明示的かつ合法的な目的で収集するものとし、それらの目的にそぐわない方法で処理されることはありません。
- **データの品質と適合性**：個人データは、収集目的や処理目的に必要十分であり、関連性がなくてはなりません。
- **正確かつ最新**：個人データは正確でなければならず、必要な場合は更新されます。
- **適切なデータ保持**：個人データは、個人データを収集して処理する目的上、データ主体の身元がわかる形態に必要な期間以上に保持しないものとします。
- **決定の自動化**：データ主体は、自分に関して法的効力をもたらしたり、大きな影響を及ぼしたりする仕事の業績、弁済能力、信頼性、行動など、個人的側面の評価を目的とする個人データの自動処理のみに基づく決定には従わない権利があります。
- **情報の権利**：個人データは常に透明性を持って収集・処理されなければなりません。

<sup>6</sup> 「個人データの処理」とは、収集、記録、分類、保存、編集や変更、検索、参照、使用、送信、配布、あるいは販売による開示、調整や結合、ブロック、消去、破棄など、自動的手段かどうかに関わらず、個人データに対する操作または一連の操作を指します。

<sup>7</sup> 「極秘個人データ」とは、人種や民族、政治的見解、宗教、哲学的信念、労働組合のメンバーシップが明らかになる情報や、個人の健康や性生活に関するデータです。

- **個人データにアクセスして、訂正、消去、ブロックする権利と、処理を拒否する権利**：データ主体は、CORNING がどの個人データを保持するかについて通知を受ける権利と、個人データにアクセスして訂正、消去、ブロックしたり、処理を拒否したりする権利があります。
- **セキュリティと秘密保持**：適切な技術的・組織的なセキュリティ対策を導入して、過失または違法な破棄や、紛失、改ざん、不正な開示やアクセス、その他あらゆる形の違法処理から個人データを保護する必要があります。
- **サプライヤ、第三者、または第三国への転送**：CORNING は世界中に事業法人を置き、業務、IT システム、管理体制、プロセスが国境を超えるグローバル企業です。そのため、同じ国内、または最初に提供された国と異なる国にある CORNING の他の事業体やサプライヤ、第三者などに個人データを転送したり、他の国でホスティングされているデータベースや、他の国からアクセス可能なデータベースに個人データを保存したりする必要性が頻繁に生じます。CORNING では、特に欧州経済地域（EEA）外への個人データの転送に関する有効なデータ保護レベルを目指して、EU の法律で提供される原則、規則、ツールから成る BCR 体制を導入しました。

## データ保護の原則

### 個人データ処理の法的基盤

CORNING は、以下の場合にのみ個人データを収集・処理します。

- データ主体が明示的に同意している<sup>8</sup>。
- データ主体が当事者である契約を履行するため、または契約を結ぶ前にデータ主体の要請に対応するために処理が必要である。
- CORNING の法的義務を遵守するために処理が必要である。
- データ主体の重大利益を保護するために処理が必要である。
- 公共の利益になる業務を遂行するため、あるいは CORNING または個人データの開示先である第三者に与えられた職務権限を行使するために処理が必要である。
- 管理者の役割を果たす CORNING や<sup>9</sup>、個人データの開示先である第三者による正当な利益追及の目的で処理が必要である。但し、その利益が、保護を必要とするデータ主体の基本的権利や自由に優先する場合を除く。

CORNING は、違反、犯罪、セキュリティ対策に関連して個人データを処理することがあります。その場合、個人データの処理は適用される自然法の下で提供される保護手段に従い、当局の管理下でのみ実行されます。

### 極秘個人データ処理の法的基盤

Corning は以下の場合を除いて、極秘個人データを処理しません。

- データ主体が極秘個人データの処理に明示的に同意した（適用法で禁止されている場合を除く）。
- 自然法で許可され、十分な保護が提供されている限り、雇用法の分野で管理者の役割を果たす CORNING 事業体の義務を履行して、特定の権利を行使するために処理が必要である。

<sup>8</sup>本方針で特に定義されていない限り、重要な用語の意味はすべて EU データ保護指令に帰属する。

<sup>9</sup>「管理者」とは、個人データを処理する目的と手段を単独または合同で決定する自然人または法人、国家機関、公的機関、その他の団体を指します。

- データ主体（身体上または法律上データ主体が同意を与えることができない場合は別の人物）の重大利益を保護するために処理が必要である。
- 法的請求の確立、行使、弁護のために極秘個人データの処理が必要である。
- データ主体によって明白に公開された極秘個人データに関連する処理である。

## 目的の制限

CORNING は、特定の明示的かつ合法的な目的で個人データを処理し、それらの目的にそぐわない方法で処理することはありません。CORNING は、現地のデータ保護局（DPA）への追加報告や、必要に応じてデータ主体の同意を得るなど、追加のデータプライバシー要件が実施されたことを確認せずに副次的目的（例：マーケティング）で個人データを処理することはありません。

## データの品質と適合性

CORNING は、正当な事業利益に必要な範囲で、個人の権利も考慮して、個人データを公平かつ合法的に収集・処理します。

CORNING では個人データの収集を、適切かつ事業目的に適合するものに制限しています。個人データを処理するとき、CORNING はデータが収集目的や処理目的に必要十分であり、関連性があることを確認します。特定の目的のために収集される個人データの種類は、収集の理由と適用法令によって異なります。過剰な個人データ、収集目的と関連がない個人データ、またはデータ主体が提供した情報の範囲を超える個人データを受け取った場合、CORNING は必要に応じて、送信者の過剰な個人データや無関係な個人データが今後転送されるのを防ぐ措置を講じ、妥当な手段（破棄など）を使用して、無関係または過剰な個人データがそれ以上処理されないようにします。

## 正確かつ最新の状態に保つ

CORNING は、処理する個人データが正確であるように適切な措置を講じ、必要に応じて訂正し、最新の状態に保ちます。CORNING は、収集目的や処理目的に照らして、不正確または不完全な個人データを必要に応じて消去または修正します。データ主体は以下の関連セクションに記載した CORNING の担当窓口まで連絡できます。可能な場合、CORNING は個人が個人データにアクセスして訂正/更新できる自動的な手段も提供しています。

## 適切なデータ保持

CORNING は法律および会社の保管要件に従って個人データを保持します。特に、CORNING では次の場合に、適正な措置を講じて個人データを破棄します。(i) 元の収集目的を満たさなくなった、(ii) 適用法が認める保管期限が経過した。

## 決定の自動化

CORNING は、すべてのデータ主体が決定の自動化に従わない権利を有するように適切な措置を講じます。

## 情報の権利

CORNING は、正当な事業利益に必要な範囲で、個人の権利も考慮して、個人データを公平かつ合法的に収集・処理します。個人の権利には、個人に関するデータが収集され、保持されることについて通知を受ける権利も含まれます。

CORNING は、データ主体に少なくとも以下の情報を提供します（データ主体が既に情報を持っている場合を除く）。

- 管理者の身元（識別情報）と管理者の代表者（存在する場合）、および該当する場合は EEA 以外の管理者の本拠地。
- 個人データを処理する目的、および該当する場合は EEA 外に転送する目的。
- その他の情報：
  - 対象となる個人データのカテゴリ。
  - 個人データの受領者<sup>10</sup>または受領者のカテゴリ。
  - 質問への回答が義務的か自主的か、およびアンケートに返答しなかった場合に起こり得る結果。
  - 個人データへのアクセス、個人データを修正/消去する権利、または個人データの処理を阻止/拒否する権利の存在。

個人データをデータ主体から直接入手していない場合、CORNING は個人データの記録を始めるときに、データ主体に上記の情報を提供します。第三者への開示が予定されている場合は、個人データが最初に開示される前に、データ主体に上記の情報を提供します。

データ主体に通知する義務は、以下の場合には適用されません。(i) 情報の提供が不可能なことが判明した、(ii) 過度の労力がかかると想定される、(iii) 個人データの記録や開示が法律で義務づけられている。

## 個人データにアクセスして、訂正、消去、ブロックする権利と、処理を拒否する権利

各データ主体は CORNING から以下に従って情報を入手する権利があります。

- 制限なく、妥当な頻度で、過度の遅延や費用なしに、該当する場合は国内法に従う、
  - データ主体に関する個人データが処理されるかどうかの確認と、少なくとも処理の目的、対象データのカテゴリ、個人データの開示先となる受領者または受領者のカテゴリに関する情報、
  - 処理される個人データと、その出所について入手可能な情報を理解できる形式でデータ主体に伝える通知、
  - 決定の自動化に利用されるロジックに関する知識。
- 必要に応じて不完全または不正確な個人データの修正や消去、
- データ主体の特定の状況に関連するやむを得ない正当な理由がある場合は、データ主体に関する個人データをダイレクトマーケティングの目的で処理することの阻止または拒否。

CORNING では、CORNING が管理している個人データにアクセスして、修正または消去する権利と、個人データの処理を阻止または拒否する権利をデータ主体に与えており、これに関する役割や責任を記述した手順書を用意しています。

データ主体は現地国のローカルデータ保護責任者（LDPO）、人事部（HR）の担当者、グローバルサプライ管理（GSM）の担当者、セールスまたはマーケティングの担当者、カスタマーサービスの担当者に、郵送、直接、電話、電子メールで要請できます。連絡先は CORNING の各ローカルウェブサイトに掲載されています。

CORNING では、要求が明らかに過剰である場合（特にその回数、反復的、組織的な内容）、それを拒否することがあります。

<sup>10</sup> 「受領者」とは、第三者がどうかに関わらず、データの開示先となる自然人または法人、国家機関、公的機関、その他の団体を指します。但し、特定の調査の枠組みでデータを受け取る可能性のある公的機関は、受領者とは見なされません。

## セキュリティと秘密保持

CORNING は、最先端技術と実装コストを考慮に入れて、適切かつ商業上合理的な技術的・組織的なセキュリティ対策を設けて、収集・保管した個人データを不正または違法な開示やアクセス、過失による紛失、破棄、改ざん、破損などから守っています。これらの対策は、適用されるデータ保護法に含まれているセキュリティ要件に従って、処理に伴うリスクと保護する個人データの種類に適したレベルのセキュリティを確保することを意図しています。

CORNING は、個人データへのアクセス権を与えられたサプライヤが CORNING のセキュリティ対策と同等以上の厳しい基準を維持するように措置を講じています。

## サプライヤ、第三者、または第三国への転送

CORNING の事業体への転送 : CORNING の事業体間での個人データの転送は、転送が正当な特定の事業目的に基づいており、受け取る事業体が本方針と BCR、および転送とそれに続く処理（第三国転送を含む）に適用されるさらに厳格な現地法の遵守を確約した場合にのみ許可されます。BCR に記載されているように、CORNING の事業体が CORNING の別の事業体に代わって個人データの処理を請け負う場合、処理サービスを受ける事業体は、実行する処理に影響する技術的・組織的なセキュリティ対策に関して十分な保証を提供する事業体を選び、それらの対策の遵守を確認する必要があります。BCR に拘束される CORNING の事業体が CORNING の別の事業体の処理者<sup>11</sup>として働く場合は、十分な保証を提供し、BCR に含まれている保護手段のすべてに従うことを約束する必要があります。具体的には、個人データを転送する事業体が与えた指示に従い、技術的・組織的なセキュリティ対策を実装して、不慮または違法な破棄や、過失による紛失、改ざん、不正な開示やアクセスから個人データを十分に保護するものとします。

---

<sup>11</sup>「処理担当者」とは、管理者に代わって個人データを処理する自然人や法人、国家機関、公共機関、その他の団体を指します。セーフハーバーが定める同等の言葉は、「エージェント」です。エージェントは、管理者の指示に従って代理として業務を行う第三者のことです。

## CORNING グループ外への転送：

- サプライヤ：CORNING は、サプライヤが CORNING の指示に従って個人データを処理し、適切なセキュリティ対策と秘密保持対策を確立して適正レベルの保護を提供するよう、サプライヤと契約書を締結しているか締結予定です。

さらに、CORNING は係るサプライヤに、(i) 本方針に記載されている基準と同等以上の基準の保証と、(ii) 適用されるデータ保護法（特に個人データの転送と第三国転送に適用される法令）の遵守を求めます。係るサプライヤは、該当するサービス契約書で規定されているサービスを実施する目的でのみ個人データにアクセスできます。サプライヤがこれらの義務を果たしていないと CORNING の事業体が結論づけた場合は、直ちに適切な措置を講じます。さらに、サプライヤが適切なプライバシー管理とセキュリティ管理を導入し、関連する EU プライバシー要件に従って個人データを保護する場合を除いて、CORNING は EU 以外のサプライヤには個人データを転送しません。例えば、サプライヤが個人データを十分なレベルの保護を提供しない国にある場合は、2010 年 2 月 5 日に欧州委員会が承認した EU 標準契約条項（c2010/0593）などに署名をさせます（CORNING と EU 以外のサプライヤの間で契約を交わすように指定されている場合）。

- 第三者：CORNING の事業体が特定の個人データを第三者に開示する必要性が生じる可能性があります。特に、適用法に従うため（税務署への給与情報の開示など）、またはデータ主体の健康や安全が危険にさらされている場合に（事故など）、そのような開示が必要になります。また、CORNING はその法的権利を守るために（訴訟など）、個人データを開示する可能性もあります。

## **本方針に従うコミットメントと導入されている手段**

CORNING はグローバルデータプライバシー責任者を設置して、本方針の遵守を定期的に監視し、CORNING の事業体と社員が BCR、法令、要求、および処理する個人データに適用される契約を遵守していることを確認するためのプログラムを維持しています。

そのようなプログラムには、定期的なトレーニングと監査が含まれ、当社の方針と BCR が正確かつ包括的で、目立つ場所に表示され、徹底的に実施され、アクセス可能であることを確認できるようにしています。

CORNING は、本方針と BCR の遵守、および本方針と BCR および関連する方針や手続きに必要な更新の開始と調整に、CORNING グループレベルで責任を担うグローバルデータプライバシー責任者（GDPO）を任命しました。CORNING の GDPO は CORNING のチーフ情報セキュリティ責任者（CISO）の直属の部下です。

## **クレーム処理と実施機構**

CORNING の事業体は、個人データが本方針や BCR に適合しない方法でアクセス、処理、使用された場合に、適用法に従って、懲戒処分を含む適切な是正措置を講じます。

個人データの処理方法が BCR または本方針と矛盾することから、BCR または本方針の違反があったとデータ主体が思う場合は、以下の説明に従って苦情を申し立てることができます。

CORNING には、データ主体から受け取ったプライバシーに関する苦情を処理する役割と責任、およびプライバシーに関する苦情の受理、調査、回答について記述した手順書があります。

CORNING の事業体はそのインターネット Web サイトに、データ主体が苦情を申し立てることができる実用的なツールを少なくとも 1 つ用意しています。

- 苦情フォームへの Web リンク
- 電子メールアドレス
- 電話番号
- 郵送先

## 社員提出用プライバシーに関する苦情

CORNING の社員は、CORNING のイントラネットおよび外部向け CORNING Web サイトにある [プライバシー苦情フォーム](#) を使用してプライバシーに関する苦情を提出できます。プライバシー苦情フォームに入力後、以下の方法でフォームを提出できます。

- ローカルデータ保護責任者 (LDPO) か人事部の担当者に電子メール送信、郵送、または手渡しできます。
- 電子メールは Corning データプライバシー管理室 (GDPO) のメールボックス、[privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) まで送信してください。

## 他のデータ主体が送信したプライバシーに関する苦情 (例: 臨時社員、サプライヤ、顧客)

他のデータ主体は、外部向け CORNING ウェブサイトにある [プライバシー苦情フォーム](#) からプライバシーに関する苦情を送信できます。プライバシー苦情フォームに入力後、以下の方法でフォームを提出できます。

- LDPO、カスタマーサービスの担当者、GSM の担当者、またはセールスおよびマーケティングの担当者に電子メール送信、郵送、または手渡しできます。
- 電子メールは GDPO のメールボックス、[privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) まで送信してください。

苦情が受理されると、妥当な期間内に応答し、処理する必要があります (3 か月、正当な理由があれば延長可能、事例の複雑性に左右される)。

ローカルまたはグローバルレベルで提供された回答にデータ主体が満足できない場合は、関連する DPA または CORNING の当該事業所が設立された管轄裁判所、あるいは両方に苦情を申し立てる権利があります。ケースを当該 DPA または管轄裁判所に送致する前に、各当事者は上記の内部機構を通してクレームを解決するよう最大限の努力をするものとします。

## CORNING の窓口

本方針、苦情、依頼 (アクセス、拒否、修正の依頼) に関する質問は、[privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) の GDPO までお送りください。

CORNING の社員は、部門のローカルデータ保護責任者または人事部の担当者に連絡することもできます。

## 改正

本方針は随時改正される可能性があります。方針の最新バージョンはイントラネットと外部向け Web サイトに掲載され、必要に応じて (ハードコピーか電子バージョンが) 社員に配布されます。